
基本計画

第1章 健康で安心して暮らせるまちづくり

1-1 福祉の充実

1 地域福祉の充実

[現状及び課題]

- 少子高齢化や核家族化の進行等により、家庭内の扶養機能や地域での相互扶助機能が低下し、高齢者の孤独死、引きこもり、虐待など新たな問題への対応が求められています。誰もが住み慣れた地域で安心していきいきと暮らしていくためには、福祉制度によるサービスだけではなく、地域の人々が繋がりを大切にした相互扶助関係の構築が求められます。
- 町民同士が互いに支え合う地域福祉活動の推進及び展開、地域組織やボランティアなどの体制整備、福祉教育の充実、町民の福祉活動の拠点整備、社会福祉協議会との連携による福祉活動の充実が求められます。
- 行政・医療機関・民間法人等と連携した地域の相談支援体制を構築し、支援が必要な方へサービスを提供していますが、誰もが安心して暮らすことのできるまちの実現のため、さらなる体制及びサービスの充実が求められます。

[基本方向]

- さまざまな交流の機会づくりを推進して地域の繋がりを築き、誰もが「我が事」として考え、協働して地域福祉を推進する意識を醸成します。
- 新たな地域課題に対応し、地域活動がより活発で継続的に展開できるよう、その仕組みを構築します。
- 保健・医療・介護・福祉等さまざまな分野との連携体制を構築し、地域生活・健康課題に対する支援やサービスを提供します。
- 町民一人ひとりの健康で生きがいのある生活を地域ぐるみで支え、誰もが住みなれた地域で安心して暮らせるまちづくりを推進します。



[具体施策]

- 1 地域共生社会※の基盤づくり
 - (1) 地域共生社会理念の普及啓発
 - (2) 共生型サービスの普及推進
- 2 福祉の心を育む基盤づくり
 - (1) 地域住民への地域福祉の重要性の周知及び情報発信
 - (2) 地域における福祉の心の醸成
 - (3) 学校における福祉教育の推進
- 3 世代を超えた交流活動の場の提供
 - (1) 福祉施設を拠点とした交流の推進
 - (2) サロン活動や通いの場を通じた交流の推進
- 4 町内社会福祉法人との連携と機能の充実
 - (1) 社会福祉協議会を中心とする町内法人の連携と事業推進体制の整備
- 5 地域における福祉活動への参加のきっかけづくり
 - (1) 自治会等地域組織への働きかけ
 - (2) 地域団体への参加の促進
- 6 ボランティアを育成する仕組みづくり
 - (1) ボランティア意識の醸成、ボランティア組織の育成及び活動の支援
 - (2) 有償ボランティア制度の検討
- 7 町民主体のサービスを提供する仕組みづくり
 - (1) 町民ニーズの把握及びニーズに応じたサービスの展開
- 8 気軽に相談できる相談体制の仕組みづくり
 - (1) 相談窓口の周知
 - (2) 包括的な相談支援体制の構築
 - (3) 相談機関の充実

《関連する計画》

新冠町地域福祉計画

新冠町社会福祉協議会地域福祉実践計画

日高中部広域連合介護保険事業計画

※地域共生社会

社会構造の変化や人々の暮らしの変化を踏まえ、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」、「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超え繋がることで、町民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会をめざすもの。

2 高齢者福祉の充実

[現状及び課題]

- 高齢者施設等では介護職員の人材不足が深刻化し、サービスや施設運営自体にも影響が出ていることから、一定数の介護職員を確保し、安定したサービスを提供できる運営体制及び福祉人材の養成、確保のための体制づくりが求められます。
- 高齢等によって移動が困難となり、社会生活や地域での交流に制限が生じる方が増えています。高齢者等、移動が困難な方を支援し、通院や社会参加の機会を確保することが求められます。
- 高齢化率（総人口に占める 65 歳以上人口の割合）の上昇に伴い、地域包括支援センター等の総合相談窓口で対応する相談件数は増加しており、相談内容についても複雑・複合的な課題を抱える世帯が顕在するため、様々な関係機関と連携しながら支援を行っています。現在、要介護状態に至っていないくとも、配食、見守り、買い物、除雪等といった在宅生活で何らかの支援を必要としている高齢者は数多くおり、今後、多様化するニーズに対応できるよう、既存事業で不足している部分については、「共助・公助」※に加えて、地域住民による「自助・互助」※の役割をより重視した取組みが求められます。
- 高齢者の介護予防が求められる中、心身機能の改善のみならず、日常生活の活動性を高め、社会参加の機会を持つことも介護予防に繋がることから、高齢期にあっても生活支援の担い手として社会参加できる仕組みづくりが求められます。

※共助

社会保険制度のような制度化された相互扶助制度。

※公助

自助・互助・共助では対応できないことに対して最終的に必要な生活保障を行う社会福祉制度。

※自助

自分のことは自分ですること、自分自身が考え行動すること。

※互助

家族・友人など個人的な関係性を持つ人同士が互いに助け合うこと。

- 65 歳以上の単身世帯及び夫婦世帯は増加傾向にあり、人口構成からも後期高齢者（75 歳以上）の割合は高くなることから、介護が必要となった場合に世帯だけで支えていく力は今後ますます低下していくと予測されます。介護保険における要支援等の軽度認定者に対しては、介護予防・重症化予防についての取組みが必要であり、併せて家族介護者に対しては身体的・精神的・経済的負担の軽減を図り、地域全体で高齢者を支える仕組みづくりが求められます。
- 介護の必要がない段階の高齢者に対し、できるだけ要介護状態にならないよう予防することを目的に介護予防教室や認知症予防教室等を開催しています。今後も身体的・社会的フレイル（虚弱）の心配があり、予防が必要とされる高齢者を把握し、高齢者一人ひとりが自身の健康に関心を持った介護予防・健康の保持増進に向けた取組みが求められます。
- 高齢者の外出機会・交流機会の確保や自主的に介護予防を実践することを目的とした「通いの場」を定着させ、町が実施する介護予防事業終了後も運動の継続や社会的交流の手段として通いの場を活用することができる普及啓発が求められます。
- 高齢者に配慮した生活の場として、町内に高齢者共同生活施設（あいあい荘）を整備していますが、近年入居希望者が増加傾向にあります。高齢での一人暮らしに不安を感じている方が増加していると考えられ、高齢者に配慮した施設の整備について検討が求められます。

[基本方向]

- 少子高齢化に伴う生産年齢人口の減少等により福祉人材も不足していることから、人材の確保と育成について取組みを充実し、介護が必要となっても住み慣れた地域で住み続けられる体制の構築を図ります。
- 高齢期における移動困難者を支援するため、効率的かつ効果的な移動手段を確保し、外出機会の創出を図ります。
- 高齢者ができる限り介護を必要とせず、自立した生活を送るための介護予防及び健康寿命の延伸に繋がる事業を開催し、心身ともに健康で充実した高齢期を過ごせるよう環境整備を行います。
- 高齢期を迎えても社会から孤立することのないよう社会参加や活動を通じて地域と繋がりを持ちながら自らの能力を生かし、社会参加への支援や地域を支える担い手として活躍できる体制整備を推進します。
- 相談支援体制の確保や生活支援サービスの充実を図るとともに、認知症対策、在宅医療と介護の連携強化等、地域全体で支え合う体制づくりを推進します。

- 高齢者が尊厳ある生活を送ることができるよう、成年後見制度※の利用を促進するとともに、虐待防止に向けた取組みを行うなど、高齢者の権利擁護を図ります。
- 多様なニーズに対する適切なサービス提供の実現のため、町内におけるサービスの質や内容を検証し、サービス向上を図ります。

[具体施策]

- 1 福祉人材を育成する体制づくり
 - (1) 福祉資格取得のための受講費用の助成及び研修会開催等の支援
 - (2) 広報誌等による介護職の理解促進及び興味関心の向上
- 2 様々なニーズに対応した移動手段の確保
 - (1) 移送サービス及び福祉ハイヤーの効率化による体制整備
 - (2) 福祉有償運送※事業の普及促進
 - (3) その他外出等における移動手段の確保



※成年後見制度

精神上の障がい（知的障がい、精神障がい、認知症等）により判断能力が十分でない人が不利益を被らないよう家庭裁判所に申し立てをして、その人を援助してくれる人を付けてもらう制度。

※福祉有償運送

NPO 法人等が単独でタクシー等の公共交通機関を利用することが困難な要介護者、身体障がい者等に対し、実費の範囲内で営利とは認められない範囲の単価によって、自家用自動車を使用して個別運送を行うもの。

- 3 地域で安心した生活を継続するための仕組みづくり
 - (1) 行政機関、インフォーマルサポート※、地域住民を含めた地域包括支援ネットワークの構築
 - (2) 地域見守り・見回り活動事業の充実
- 4 生活支援サービスの充実
 - (1) 介護予防・日常生活支援総合事業の体制整備
 - (2) 配食等生活支援サービスの充実
 - (3) 急病等に対応した迅速かつ正確な救援体制の整備
 - (4) 生活支援コーディネーター※との連携による新たな生活支援サービスの創出
- 5 高齢期における心身の健康保持増進と介護予防の推進
 - (1) 介護予防把握事業により心身の健康状態の把握と介護予備軍の早期発見、介護予防の啓発・予防活動への参加促進
 - (2) 健康診断及びがん検診受診勧奨による疾病の早期発見・早期治療の推進
 - (3) 自治会や老人クラブ等の団体に対する健康づくり、介護予防に関する知識・技術の普及啓発
 - (4) 要介護状態への移行又は重症化予防のための介護予防普及啓発事業の実施
 - (5) 家庭訪問等保健事業を通じた高齢者の健康、日常生活上の問題の早期発見と支援
 - (6) 高齢者が自主的に行う健康づくりや介護予防の促進
 - (7) スポーツ、レクリエーション等の運動を通して行う健康づくりの推進
 - (8) 高齢期のうつ・閉じこもり予防に資する事業の実施

※インフォーマルサポート

家族や友人、近隣住民、ボランティアなど非専門職による非公式な援助。

※生活支援コーディネーター

高齢者の生活支援・介護予防の基盤整備を推進していくことを目的とし、地域において生活支援及び介護予防サービスの提供体制の構築に向けたコーディネート機能を果たす者。

6 高齢者の暮らしを支える支援体制の充実

(1) 地域包括支援センター※の機能充実

- ア 専門職による総合相談支援体制の充実
- イ 権利擁護に関する迅速な対応
- ウ 介護予防ケアマネジメントにおける指定介護予防支援事業所としての体制整備
- エ 包括的・継続的ケアマネジメントによる介護支援専門員との連携強化

(2) 認知症施策の推進

- ア 認知症初期集中支援チームによる早期対応と包括的支援
- イ 認知症の正しい理解についての普及啓発
- ウ 認知症カフェ※設置等による認知症の方やその家族の孤立防止
- エ 認知症の方を介護する家族の精神的及び経済的負担の軽減

(3) 医療・介護・福祉関係機関相互の連携の推進

- ア 地域ケア会議※等を利用した多職種協働による課題抽出及び検討とサービスの拡充
- イ 医療と介護が一体的に提供されるための円滑な連携体制の構築
- ウ 医療や介護、福祉の効果的利用に向けた必要情報の発信

(4) 家族介護者支援施策の推進

- ア 高齢者を介護する家族の精神的及び経済的負担の軽減

※地域包括支援センター

介護保険法で定められた地域住民の保健・福祉・医療の向上、虐待防止、介護予防マネジメントなどを総合的に行う機関。

※認知症カフェ

認知症の方やその家族が地域住民や介護・福祉・医療の専門家と身近な場所で集い交流できる場。

※地域ケア会議

地域の実情に沿って、より良い地域包括ケア実現のため課題を的確に把握し、解決していく手段を導き出すための会議。

7 高齢者の生きがいがづくりと社会参加の促進

(1) 地域活動の推進に向けた支援

ア 地域課題や地域ニーズの発掘と多様な支え合い活動構築のための支援

イ 介護予防と生活支援の充実を軸とした地域づくりの推進

ウ 高齢者の自主活動に関する普及啓発

エ 運動や交流を目的とした通いの場の充実と活動支援

オ 教育委員会と連携した趣味活動、学習を通しての交流機会の確保

カ 高齢者事業団を中心とした就労機会の確保

(2) 高齢者の社会参加を促す支援体制の構築

ア 有償ボランティア等の高齢者がサービスの担い手に成り得る仕組みづくりの推進

8 高齢者施設の整備及び運営体制の充実

(1) 恵寿荘の施設・整備及び運営体制の充実

(2) デイサービスセンターのサービス提供体制の充実

(3) 高齢者共同生活施設あいあい荘の整備及び運営体制の充実

《関連する計画》

新冠町地域福祉計画

新冠町高齢者保健福祉計画

日高中部広域連合介護保険事業計画

新冠町健康増進計画・食育推進計画

新冠町自殺対策計画



3 児童福祉の充実

[現状及び課題]

- 少子化の進行が著しく、子育てに関する環境が大きく変化しており、共働き世帯の増加に伴う多様な支援が求められます。
- 少子化対策として、子育て世代の経済的負担軽減が叫ばれている昨今、児童手当等の基本的な給付に加え、町独自に支援策を講じた負担軽減を図っています。
- 中学生以下の医療費無償化により子育て世代の負担軽減に寄与しており、今後も助成の維持が求められます。
- 児童虐待が社会問題となっている中、多くの関係機関と連携を密に図り、虐待に限らず養育支援が必要な家庭についての対応など、専門的な知識が求められます。

[基本方向]

- 子育て世代が安心して子育てができるまちをめざした仕組みづくりと、様々なニーズにあわせた支援を図ります。
- 育児不安の大きい保護者や特別な支援を要する子どもに対する支援の充実を図ります。
- 児童福祉法改正に基づき、新たな子ども家庭福祉体制整備のため、妊娠期や子育て期にわたる総合的相談や支援を行う体制づくりを図ります。
- 関係機関との連携を密にし、保護及び支援を必要とする児童等の情報共有、支援方策の検討及び支援体制の強化を図るため、新冠町要保護児童対策地域協議会の機能充実を図ります。

[具体施策]

- 1 子育て支援の拡充
 - (1) 子育てに悩む保護者同士の交流機会の充実
 - (2) 子育て家庭への情報提供及び相談機能の充実
 - (3) 特別な配慮を必要とする子どもに対する支援
- 2 子育て世代の経済的支援
 - (1) 中学生以下の医療費負担支援の充実
 - (2) 出産に伴う家計の負担軽減
 - (3) 学校給食費の負担軽減
- 3 新たな子ども子育て世代の支援体制づくり
 - (1) 子ども家庭総合支援拠点の整備検討
 - (2) 子育て世代包括支援センターの体制づくり

4 新冠町要保護児童対策地域協議会の機能充実

(1) 専門的な知識を持った職員による支援体制の充実

《関連する計画》

新冠町子ども・子育て支援事業計画

4 障がい者福祉の充実

[現状及び課題]

- 障がい者に関する福祉問題は複雑多様化しており、多様なニーズに対する相談やサービスの充足に加え、「障がいのある方にとって暮らしやすい地域づくり」が求められます。
- 障がい者を取り巻くめまぐるしい制度改革に対応し、障がい者にとって相談しやすい窓口を構築するとともに、地域で自立した生活を送ることができる支援体制が求められます。
- 発達障がいが多く知られ、療育を必要とする児童も増加したことから、平成23(2011)年より「新冠町子ども発達支援センターあおぞら」を開設し、保健事業や学校教育との連携により、乳幼児期・児童期における障がいの早期発見・相談に努めていますが、医療的ケア児童や専門性が求められる児童への相談対応が課題となっています。

[基本方向]

- 障がいの種類・程度にかかわらず快適な生活や生きがいを持てる社会活動が営める環境づくりや意識づくりを推進します。
- 共生社会の実現をめざして、障がい者自身が障がい福祉サービスを選択し、必要な支援を受けながら自身の自立と社会参加の実現を図るため、地域の社会資源を最大限活用した障がい福祉サービス提供基盤整備を推進します。
- 障がい児及びその家族に対し、障がいの疑いがある段階から身近な地域で支援できるよう、障がいの種別にかかわらず質の高い専門的な発達支援を行う障がい児通所支援等の充実を図るとともに、ライフステージ※に沿って地域の保健・医療・障がい福祉・保育・教育・就労支援等の関係者が連携を図り、切れ目無い一貫した支援を提供する体制を構築します。

※ライフステージ

成長・成熟の度合いに応じた人生の移り変わりをいい、一般的には乳児期・幼児期・児童期・思春期・成人期・壮年期・老年期がある。

[具体施策]

- 1 福祉意識の啓発と交流
 - (1) 広報誌・ホームページ及び会議等を活用した普及啓発
 - (2) 福祉イベント等の開催支援によるノーマライゼーション※の推進
- 2 安心して暮らせる福祉環境づくり
 - (1) 居住環境整備事業
 - ア 住宅のバリアフリー化の推進
 - (2) 障がい者の権利擁護支援
 - ア 成年後見制度の支援等、障がい者の相談支援体制の整備
 - イ 障がい者虐待の早期発見及び支援体制の充実
- 3 障がい福祉サービスの充実
 - (1) 法定サービス及び地域生活支援事業の質の向上と提供体制の拡充
 - (2) 地域活動支援センター※を活用した日中活動の支援と職業体験などを通じた就労支援の推進
 - (3) 地域生活支援拠点の整備
 - (4) 町内社会福祉法人との連携による支援体制の充実
- 4 障がい児支援の充実
 - (1) 新冠町子ども発達支援センターあおぞらへの専門職配置等による療育体制の充実
 - (2) 関係機関との連携による医療的ケア児童への支援及びコーディネーターの配置

※ノーマライゼーション

全ての人が、そのあるがままの姿で他の人と同等の権利を享受できるようにするという考え方・方法。

※地域活動支援センター

障がいによって働くことが困難な障がい者の日中の活動をサポートする福祉施設。

- 5 自立と社会参加を促す就労支援
 - (1) 障がい者就労施設等からの物品等の優先調達
 - (2) 農福連携※の推進
- 6 自己実現活動への支援
 - (1) 障がい者スポーツ大会の支援
 - (2) 日常生活における移動交通手段の確保
 - (3) 障がい者団体等への支援

《関連する計画》

新冠町地域福祉計画
新冠町障害者基本計画
新冠町障害福祉計画
新冠町障害児福祉計画
新冠町子ども・子育て支援事業計画



※農福連携

障がい者等が農業分野での活躍を通じて自信や生きがいを創出し、社会参画を促す取組み。

5 低所得者福祉の充実**[現状及び課題]**

- 生活基盤が弱い低所得者世帯に対し、突発的な支出に対応すべく法外援護資金原資貸付事業を実施していますが、貸付件数・貸付金額が減少しており、事業内容の見直しが求められます。

[基本方向]

- 生活基盤の弱い低所得者世帯が経済的に自立し、安心して生活が営めるよう、低所得者世帯の実態を把握し、より細かい相談支援体制を整備します。

[具体施策]**1 低所得者世帯への支援**

- (1) 社会福祉協議会や民生委員・児童委員等の連携による生活基盤の弱い低所得者世帯への支援

6 アイヌの人々の誇りが尊重される社会の実現**[現状及び課題]**

- 北海道の先住民族であるアイヌの人々は歴史的な背景により、いまなお社会的地位と生活安定に多くの支援が求められます。

[基本方向]

- アイヌの人々が民族として誇りを持ち、安定した生活と誇りが尊重される社会の実現を図ります。

[具体施策]**1 アイヌ団体への支援**

- (1) 生活相談員の配置
- (2) 関係機関との連携による制度活用への支援
- (3) 文化の保存・伝承活動への支援

2 アイヌ新法に基づいた様々な施策の推進

1-2 健康の維持増進

1 保健の充実

[現状及び課題]

- 保健の充実を図る体制として、保健師・管理栄養士・歯科衛生士の専門職を配置し、町民の健康推進活動を実施してきましたが、今後ますます多様化するニーズに対応するため、さらなる資質向上が求められます。
- 年代やライフステージに応じた各種健診活動や保健指導・健康相談等を実施しており、乳幼児健診ではほぼ100%の受診率を維持し、特定健診やがん検診等の成人関係の健診についても受診率が向上しています。今後は30歳代の若い世代の健康にも焦点を当て、若年層からの生活習慣病改善のための活動を充実させるとともに、こころの健康づくり推進のためメンタルヘルス対策にも重点を置いた活動の推進が求められます。
- 妊娠期から出産・子育て期にわたり、母親学級や家庭訪問、乳幼児健診などによる育児支援の充実を図り、安心して出産育児ができる環境づくりを進める必要があります。さらに子どもが健やかに成長・発達していけるよう関係機関が有機的に連携し、協力し合える体制の構築が求められます。
- 生涯を通じて、町民誰もが自分の健康に関心を持ち、自分の健康は自分で守る意識を持ち続け、さらなる健康寿命の延伸をめざすため、健康づくりに携わる全ての町民が協力して健康維持活動を行うことが望まれます。
- 健康に関するあらゆる相談窓口の一元化による一体的な支援活動が必要とされるため、保健センター機能の充実が求められます。

[基本方向]

《保健活動》

- 母子保健に関する施策の充実に努め、安心して子育てできる環境づくりを推進します。
- 個々の年代や生活環境に対応した各種保健活動をより一層推進するための体制を構築します。
- 若年層からの健康管理や健康づくりの意識を啓発し、心身ともに健康でいきいきとした町民生活を促進します。
- 各種健康診断の受診を促進し、疾病の早期発見及び疾病予防の施策を進め、町民の健康維持と医療費の抑制を図ります。

《健康づくり》

○健康づくりに関わるあらゆる機会や機関を活用し、全ての町民が生涯を通じて健康を意識し、健康維持に取り組む環境づくりを推進します。

[具体施策]**1 保健活動の推進****(1) 推進体制の充実**

ア 保健活動の拠点としての保健センター機能の拡充

イ 保健・医療・福祉並びに教育との連携強化と各種相談窓口の一元化による機能の充実

(2) 保健事業の充実

ア 各種健診の受診率向上と事後フォローの推進

イ 若年層からの生活習慣病改善のための活動の充実

ウ 年代に応じた歯科保健・栄養改善事業及び食育の推進

エ 心の健康づくりのためのメンタルヘルス対策の充実

オ 家庭訪問等による母子保健・子育て支援の推進

2 健康管理・指導体制の充実**(1) ライフステージに応じた健康管理・指導体制の整備****(2) 保健関係専門職員の資質の向上****(3) 関係機関の有機的な連携の推進****3 健康づくり活動の推進****(1) 自治会等の地域組織と連携した健康意識の啓発****(2) 健康づくりを普及、推進する地区組織活動の育成****《関連する計画》**

新冠町特定健診特定保健指導実施計画

新冠町健康増進食育推進計画

新冠町自殺対策計画



2 医療の充実

[現状及び課題]

- 地域の過疎化・少子高齢化が進行する中、町民の尊厳の保持と自立支援の目標のもと可能な限り住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、町内唯一の医療提供施設として一人ひとりの生活を支え、安心安全を提供できる医療体制づくり及び施設整備の充実が求められます。

[基本構想]

- 当該地域の地理的、社会条件及び診療圏地域内の他の医療機関等の配置に応じて、地域住民のニーズに合った医療の提供に努めます。
- 超高齢化における保健・医療・福祉・介護の連携、統合を図る地域包括ケアシステムの役割を十分認識し、機能の充実を図ります。
- 経営健全化の努力を惜しまず、町民一人ひとりの生活を支え、ひとりでも多くの町民に安心・安全を提供できる施設をめざし、施設・設備の充実を図ります。

[具体施策]

- 1 24時間救急医療体制の継続
 - (1) 急性期医療患者を中心とした入院患者及び外来患者受入れ体制の維持継続
 - (2) 出張応援医師の充実
 - ア 診療所の運営方針に合致した出張応援医師の招聘
- 2 専門外来の維持継続
 - (1) 整形外科・循環器診療の維持継続
 - (2) 医療サービスの向上
- 3 健康増進・医療知識の普及啓発
 - (1) 健康増進
 - ア 健康診断・予防接種者の受入体制強の整備
 - (2) 医療知識の普及啓発
 - ア 医療講演会や広報等による医療知識の普及啓発
- 4 診療所施設・設備の充実

第2章 潤いある環境を創出するまちづくり

2-1 自然環境の保全

1 地球温暖化対策

[現状及び課題]

- 地球規模の温暖化対策を定めたパリ協定の目標達成には、行政機関が事業所としての新冠町地球温暖化対策実行計画を策定し、全町的な取組みに発展させることが求められます。
- LED 照明は、今後照明器具の標準仕様となっていくため、既存照明の LED 化促進が求められます。
- 大規模な新エネルギーの導入は、日高管内の送電網の容量の関係から実現は厳しいことがわかってきており、今後は自立型のエネルギー循環システムなど地域で作ったエネルギーを地域で消費する形態の検討が求められます。

[基本構想]

- 環境問題について、主体的に地球温暖化対策に取り組むことのできるまちづくりをめざします。
- 温室効果ガス削減に関する新たな計画策定や取組みにより削減をめざします。

[具体施策]

- 1 省エネルギー機器等の導入の促進
- 2 環境にやさしい新エネルギー導入の推進
- 3 地球温暖化に対する啓発活動の推進
- 4 公共施設から排出される二酸化炭素排出量削減の推進
- 5 町内全体から排出される二酸化炭素排出量削減の促進

2 景観の形成

[現状及び課題]

- 新冠らしい景観（日高山脈、太平洋、牧歌的風景）の保全は、本町の重要な観光資源であり地域資源のひとつとなっています。
- 日高自動車道の延伸等により都市圏からのアクセスが充実し、サラブレッド銀座駐車公園や判官館森林公園の利用が増加したことで、さらなる自然環境保全への配慮が必要となり、今後も北海道景観形成ビジョンや景観法等に基づいた美しい景観の維持が求められます。

[基本構想]

- 地域固有の景観、すなわち新冠らしい景観を保持・形成していくため、景観形成の阻害となる要因の改善・排除を行い景観形成の発展をめざします。
- 地域における多様な主体が協働して新冠らしい景観を推進するまちづくりをめざします。
- 町民総ぐるみの景観に対する意識の醸成と高揚を図り、町民・各種団体・事業者・町などが一体となった新たな景観・風景づくりを推進します。

[具体施策]

1 景観の保持・形成

- (1) 自然保護活動の推進
- (2) 景観に配慮した公共事業等の推進
- (3) 観光振興と連動した景観形成の推進
- (4) 景観に係る各種届出の周知徹底

2 景観・風景づくり

- (1) 景観に対する町民意識の醸成と高揚の促進
- (2) 景観モデル地区などの導入検討
- (3) 新たな景観・風景づくりの推進

《関連する計画》

北海道景観形成ビジョン（北海道）

2-2 環境・衛生の向上

1 ごみ処理・リサイクルの推進

[現状及び課題]

- 資源ごみのリサイクル化を推進するため各団体へ奨励交付金を収集量に応じて交付していますが、年々団体の高齢化や活動縮小により回収量は減少しています。
- ごみの減量については、小型家電の収集によりこれまで燃えないごみや粗大ごみで排出していたものが直接減量となり、再資源化されるため効果が大きいものとなっています。

[基本方向]

- ごみの分別方法を周知徹底し、リサイクル化を推進します。
- 小型家電の回収を推進し、ごみの減量化をめざします。

[具体施策]

1 リサイクル活動の推進

- (1) 資源リサイクル活動を通じたリサイクル意識の啓発推進

2 ごみの減量化の推進

- (1) 小型家電の回収による再資源化及びごみ減量化の推進



2 環境衛生・美化活動の推進

[現状及び課題]

- ごみの不法投棄防止のため、パトロールや看板設置、ごみ回収を強化していますが、町内に投棄されたごみが散見される状況となっています。

[基本方向]

- 町民の自然環境の保護に対する意識の高揚を図るための取組みを推進します。
- 情報把握に努め環境へ大きな負荷をかけない生活の実現をめざします。
- 自治会・各種団体と連携し、環境美化活動を推進します。

[具体施策]

1 自然保護の啓発推進

- (1) 自然保護に対する啓発活動の推進
- (2) 新冠町環境保全推進員等からの情報把握及び対応の迅速化

2 環境衛生・自然の保護

- (1) 公共下水道処理区域外における合併処理浄化槽の普及促進
- (2) 生活環境保全に関する町民意識の醸成

3 環境美化活動の推進

- (1) 自治会、関係機関と連携した不法投棄の監視強化及び処理の迅速化
- (2) 地域や各種団体等における環境美化活動の促進



3 火葬場・墓地の維持管理**[現状及び課題]**

- 判官館霊園内の舗装や排水溝、霊葬場については経年による劣化が著しく、施設整備及び補修・改修が求められます。
- 近年「墓じまい」により町外の納骨堂や共同墓へ移転するケースが数件あり、新たなニーズへの対応が求められます。

[基本方向]

- 施設・設備の適正な維持補修により、火葬場の安定した運用に努めます。
- 霊園及び地域の墓地の適正な管理と環境の整備を進めます。
- 生活様式や社会環境の変化などを踏まえ、新たなニーズや墓地等の整備について検討を進めます。

[具体施策]**1 火葬場の維持管理**

- (1) 人体、小動物火葬炉の適正な維持管理の推進

2 霊園・墓地の維持管理

- (1) 霊園・墓地敷地内の整備と適正な維持管理の推進

3 新たなニーズ等への対応

- (1) 共同墓※など新たなニーズに対応する施設整備の検討

※共同墓

他の方たちの遺骨と一緒に埋葬するお墓で、個人で維持管理をする必要がないことや費用が安い反面で、宗教的儀式が行えないことや一度埋葬してしまうと取り出すことができないデメリットもある。

第3章 快適で暮らしやすいまちづくり

3-1 社会基盤の向上

1 住環境の整備

[現状及び課題]

- 老朽化した公営住宅の建替事業の促進及び既存住宅の基本性能と耐震性能の向上が求められます。
- 少子高齢化や人口減少が進む近年、管理されなくなった空き家が全国的な社会問題となり「空き家等対策の推進に関する特別措置法」が施行され、本町においても平成 30（2018）年度「空き家等対策推進計画」を策定し、新たに創設した危険空き家等除却補助制度により除却を支援しています。今後とも危険空き家増加が見込まれるため、早期の所有者判明や管理実態等の情報把握が求められます。

[基本方向]

- 町民が安心して暮らすことができ、まちづくりや地域活性化に寄与する住まい・環境づくりを推進します。
- 町内において、誰もが良質な住宅を確保できる住宅ストックの形成を図ります。
- 新冠町住宅マスタープラン※に基づき、快適でゆとりある住まいづくりをめざします。

[具体施策]

1 多様な住宅ニーズへの対応

- (1) 官民連携した相談窓口の構築
- (2) 安全・快適な公園の維持管理の推進
- (3) 安心・安全な生活環境の保全のため危険空き家の除去を促進

※新冠町住宅マスタープラン

多様化する町民の住宅ニーズを踏まえ、住みよい環境の創出・実現のため住環境を取り巻く現況の点検と、今後の住宅施策推進のための目標や展開方策を示す計画。

2 良質な住宅ストックの形成

- (1) 良質な住宅ストックのための支援
- (2) 既存住宅の基本性能・耐震性能の向上
- (3) 空き家対策の推進

3 公営住宅の整備推進

- (1) 老朽化した住宅の用途廃止及び建替の推進
- (2) 将来的に活用する団地の個別改善
- (3) 高齢化等に対応したバリアフリー住宅の確保

《関連する計画》

新冠町住宅マスタープラン

新冠町耐震改修促進計画

新冠町公営住宅等長寿命化計画

新冠町空き家等対策推進計画

北海道耐震改修促進計画



2 上水道の整備

[現状及び課題]

- 安全で安定した水道水の供給を図るため、老朽管の計画的な更新が求められます。

[基本方向]

- 安全で安定した水道水の供給と老朽管の更新を計画的に推進します。
- 浄水場、配水管等の施設維持管理を計画的に推進します。

[具体施策]

- 1 安全で安定した水道水の供給
 - (1) 老朽管の計画的な更新
 - (2) 更新事業の推進
- 2 施設の適正な維持管理
 - (1) 水道・給水台帳の整理
 - (2) 適正な維持管理
 - (3) 漏水調査等有収率の向上
 - (4) 計装機器の更新

《関連する計画》

新冠町簡易水道事業計画



3 下水道・排水施設の整備**[現状及び課題]**

- 市街地における今後の住宅地形成に伴う未普及区域の解消と下水道ストックマネジメント計画※におけるポンプ施設の修繕及び更新が求められます。
- 合併処理浄化槽整備は定住・移住政策との連携により設置を促進してきましたが、今後は単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換と、適切な維持管理が求められます。

[基本方向]

- 水洗化率の向上と施設の計画的な維持管理により、公共用水域の保全と健康で快適な生活環境の実現をめざします。
- 下水道未普及地域における合併処理浄化槽の設置を促進し、生活排水の適正な処理による環境衛生の向上をめざします。

[具体施策]

- 1 水洗化の促進
 - (1) 未水洗化家屋の世帯に対する普及促進
- 2 施設の適正な維持管理
 - (1) 下水道台帳の整備
 - (2) ポンプ施設の修繕及び更新
- 3 合併処理浄化槽の普及促進
 - (1) 合併処理浄化槽の保守点検、法定点検の実施促進
 - (2) 単独処理から合併処理浄化槽への転換促進

《関連する計画》

新冠町特定環境保全公共下水道事業計画
新冠町下水道ストックマネジメント計画
新冠町生活排水処理基本計画

※下水道ストックマネジメント計画

下水道事業の役割を踏まえた持続可能な下水道事業の実現のため、施設の把握・評価・長期的（50年間）な状態予測など、下水道施設の計画的かつ効率的な管理を目的とした計画。

4 道路・交通網の整備

[現状及び課題]

- 高規格幹線道路「日高自動車道」の早期完成を促進させるため、国等に要望を行うとともに、新冠インターチェンジの供用開始を見据えた地域振興やまちづくりの視点に立った施策の検討が求められます。
- 近年、全国的に災害、特に局地的豪雨による災害の被害が拡大していることから、災害の激甚化にも対応したライフラインとしての道路、国道 235 号線や道道の整備促進については、関係機関を通じて国等に要望を継続していく必要があります。
- 町道については、重要性に応じた計画的な改良整備や維持管理、大雨や施設の老朽化への対応など適正な維持管理が求められます。

[基本方向]

- 物流や救急患者搬送時間の大幅な短縮、災害時のライフラインとしての効果はもちろんのこと、観光客など交流人口の拡大にも効果が期待される高規格幹線道路「日高自動車道」の早期完成を促進するとともに、新冠インターチェンジ開通を見据えた新たな地域振興方策の創出を図ります。
- 物流や交通量が多い道道については、未整備区間の早期改良を要望し、安全に走行できる幹線道路網の構築をめざします。
- 地域の生活道路である町道については、需要や必要性、さらに景観等を考慮しながら、現施設の維持管理を含め計画的な整備を推進し、安全で快適な道づくりをめざします。

[具体施策]

1 広域幹線道路の整備促進

(1) 高規格幹線道路「日高自動車道」の整備促進

- ア 早期完成・供用開始に向けた要望活動
- イ 当該道路と各種施策の連動、新冠 IC 開通と連動した新たな振興方策の検討

(2) 国道の整備促進

- ア 防災対策を重視した国道 235 号線の改築、歩道整備の促進

2 道道の整備

(1) 未整備区間の早期改良の促進

3 町道の整備

(1) 町道の老朽化に対応した計画的な改良舗装の推進

(2) 橋梁の計画的な修繕（橋梁台帳整備含む）

(3) 安全・快適な道路環境の整備（交通安全対策含む）

(4) 施設の適正な維持管理

ア 道路側溝の土砂除去、路面枿の清掃等

《関連する計画》

新・北海道総合計画「ほっかいどう社会資本整備の重点化計画」（北海道）

北海道総合開発計画（国）

新冠町橋梁長寿命化計画

北海道インフラ長寿命化計画



3-2 利便性の向上

1 公共交通の確保

[現状及び課題]

- 本町の民間交通事業者による公共交通の運行は、海岸線に沿った JR 日高線の代行バスと道南バスが運行されていますが、JR 日高線の方角性を見据えた新たな公共交通モードの確立が求められます。
- 地域の足を確保するため、町が運行主体となりコミュニティバス※やデマンド方式バス※を運行していますが、通学や医療機関への通院など学生や高齢者にとって欠くことができない重要な公共交通となっていることから、今後も維持継続が求められます。
- 人口減少を見据え、効率かつ効果的な運行に努め、持続可能な地域公共交通の確立が求められます。

[基本方向]

- 町において有効となる公共交通を維持継続し、将来に向けて持続する地域公共交通体系の確立をめざします。
- 交通事業者と連携を図り、効率かつ効果的な交通体系の確立により、財政負担の軽減と持続可能で安定した交通サービスの提供をめざします。

[具体施策]

- 1 地域公共交通の継続的な運行の確立
 - (1) 既存公共交通計画の分析・見直し
 - (2) 町内交通網の関連性の明確化
 - (3) 新しい交通システムの検討
- 2 交通事業関連組織との連携の推進
 - (1) 民間交通事業者との連携の推進
 - (2) 交通関連行政機関及び近隣町との連携の推進
 - (3) 地域との連携の推進
 - (4) 学識者との連携の推進

※コミュニティバス

町民の通院、通学、町内における買い物等に利用可能な公共交通便のこと。

※デマンド方式バス

西新冠地区の町民を対象とした登録予約制の公共交通便のことで、自宅から厚賀駅までを補完しているもの。

2 情報通信基盤の整備

[現状及び課題]

- スマートフォンの普及により、これまで以上に情報通信技術が浸透し、私たちの生活に欠かすことができない基盤として確立しつつあります。町内において、これまで市街地とそれ以外の地域で情報通信基盤の差から情報格差が生じていましたが、町内全域に光回線が整備されることにより、この情報格差を是正することができます。
- 整備した情報通信基盤を生かし、行政分野だけではなく民間や地域でも ICT や IoT を活用しながら産業振興・地域振興を図っていく必要があります、民間事業者とも連携を図りながら超高速ブロードバンドの利用拡大を促進した情報通信基盤の維持が求められます。
- 携帯電話の不感エリアは、ここ数年民間事業者のエリア拡大により徐々に解消してきています。しかし、一部地域では不感エリアが解消されていない場所もあるため、今後も民間事業者や国等へ不感エリア解消を働きかけていく必要があります。
- 新たな情報通信技術の導入も進むことが予想されることから、これらの活用を前提とした利活用方策を検討し、地域課題の解決、地方創生に資する取組みが求められます。

[基本方向]

- 町内全域で光ブロードバンドサービスを利用できる環境が整うことから、これを最大限活用し、住みやすく働きやすいまちづくりを推進します。
- 民間事業者等と連携し、町内の携帯電話不感エリアの早期解消をめざします。
- 新たな情報通信技術の普及は、今後の私たちの生活を劇的に変化させる可能性を秘めているだけではなく、地域の課題解決の新たな手段になり得る技術でもあることから、その活用について積極的に取り組みます。

[具体施策]

- 1 光ブロードバンドの活用促進
 - (1) ICT※、IoT※の活用推進
 - (2) 光ブロードバンド環境を活用した産業振興、地域振興の推進
- 2 携帯電話不感エリアの解消
 - (1) 携帯電話不感エリアの解消に向けた取組みの推進
- 3 新たな情報通信技術への対応
 - (1) 新たな情報通信技術の活用



※ICT (Information and Communication Technology の略)

情報通信技術を指しており、コンピューター技術の活用に関する総称。

※IoT (Internet of Things の略)

様々なものがインターネットに接続され、情報交換することにより相互に制御する仕組み。

第4章 安全で安心して暮らせるまちづくり

4-1 安全の確保

1 防災対策の強化

[現状及び課題]

- 昨今、これまでの想定をはるかに超える地震、津波、大雨、高波、高潮等の自然災害に対応するようハード、ソフト両面で整備が求められます。
- 防災対策には全てが完璧な体制は難しく、地域防災計画をはじめとした防災に関する各計画の充実・改善を図ることをはじめ、町民個々、各組織が防災に対する意識の醸成を図ることが求められます。

[基本方向]

- 平成 15（2003）年の台風災害を教訓に町民の生命・身体及び財産を災害から守るとともに、被害を最小限に抑え、安全で安心して暮らすことのできるまちづくりをめざします。
- 人口減少、高齢化に対応した防災・減災、危機管理体制を整備し、自治会を中心としたコミュニティ単位で機能する防災・減災体制の構築を図ります。
- 災害ごとに対応した避難場所の誘導対策、避難場所での生活体制を構築し、情報伝達手段、情報収集手段の周知体制の充実を図ります。
- 国・北海道・近隣自治体・自衛隊・警察及び民間団体と連携を強化し、従前の災害想定にとらわれることなく、防災・減災対策及び国民保護対策など危機管理体制の充実を図ります。



[具体施策]

- 1 防災・減災体制の充実
 - (1) 地域防災計画の適切な改善
 - (2) 災害弱者対策の推進
 - (3) 防災体制の充実
 - (4) 国、北海道など関係機関に対する防災・減災対策整備の支援要望
- 2 防災・減災の促進
 - (1) 防災・減災意識の啓発
 - (2) 防災避難訓練実施による防災意識の醸成
 - (3) 自主防災組織の育成
 - (4) 町民個人・自治会単位・各組織単位での防災意識の高揚
- 3 防災・減災基盤の整備
 - (1) 防災情報基盤の整備
- 4 関係機関との連携体制の充実
 - (1) 関係機関相互の連絡体制の充実

《関連する計画》

新冠町地域防災計画



2 治山・治水の整備

[現状及び課題]

- 近年は、全国各地で台風や前線の停滞などによる集中豪雨や地震により、甚大な山地災害が発生しています。本町でも平成 15（2003）年の台風 10 号により甚大な被害を受けました。このため、荒廃またはその恐れのある林地では治山事業を実施し、既設の治山ダムでは堆積土砂の除去を順次進めていますが、箇所数が多いため年次的な対応となっています。
- 大雨災害等により浸食が予想される区域の治水対策や計画的な河川整備が必要であり、河道の樹木群や土砂の堆積等の状況により、必要に応じて伐採・土砂上げ等の維持管理を行い、洪水の流下に阻害とされない対応が求められます。

[基本方向]

- 山地災害の未然防止及び減災のため、危険箇所には迅速な保安林の指定に努め、森林の保育管理と治山施設の整備、適切な維持管理を図ります。
- 河川施設の適正な維持管理を行い、「予防行政」の観点から災害の未然防止及び減災に努め、災害が発生した場合は、自然環境に配慮した工法で速やかな復旧対策を図ります。

[具体施策]

- 1 保安林整備と治山事業の推進
 - (1) 保安林の指定と保安林制度に基づく森林整備の推進
 - (2) 治山ダム等の治山施設の整備及び既存施設の維持管理の励行
 - (3) 国、北海道など関係機関を通じた整備の要望
- 2 河川に関する施設の適正な維持管理等の推進
 - (1) 道河川、町河川の整備及び適正な維持管理
 - (2) 自然環境に配慮した迅速な災害復旧の推進

《関連する計画》

新冠町地域防災計画

北海道インフラ長寿命化計画

3 海岸の保全

[現状及び課題]

- 本町の海岸は、砂浜海岸で直接海岸に面しており、その護岸の背後には多くの住宅等が点在しています。近年、沿岸漂砂の減少による海岸浸食が進んでおり、荒天時には高波・高潮による越波や、越波による住宅被害、浸食や擁壁倒壊等が問題となっていることから、安全面や環境面に配慮しながら順次整備を進めていくことが求められます。

[基本方向]

- 予防行政の観点から災害の未然防止及び減災に努めます。

[具体施策]

- 1 海岸保全に関する施設の適正な維持管理等の促進
 - (1) 海岸の整備及び適正な維持管理の要望
 - (2) JR 海岸護岸改修事業の要望
 - (3) 国、北海道など関係機関を通じた整備の要望

《関連する計画》

新冠町地域防災計画

北海道インフラ長寿命化計画



4-2 安心の確保

1 消防・救急の強化

[現状及び課題]

《火災予防の推進》

- 現在の建物は、室内の気密性を高めており、家材として使用されている物品に化学繊維等が多く使用されていることから、火災発生時には一酸化炭素を多量に含んだ煙を発生させ滞留することや、使用燃料は電気、灯油、プロパンガスのほか太陽光エネルギーなどが使用され、火災の様態は複雑となっています。全国的に放火を原因とする火災も多く、火災の発生及び焼死事故の潜在的危険性は一段と強まっていることから、町民の生命・身体及び財産を守るため、火災による被害の軽減に努める必要があります。

《消防体制の充実》

- 近年、全国的に多様化・大規模化する災害や事故に迅速・的確に対応するため、消防力の充実強化を図る必要があります、また市街地の開発や立地条件などを踏まえ、適切な消防水利の整備が求められます。
- 地震や風水害をはじめとする大規模な自然災害等への対応力を強化するため、消防団の体制整備が求められます。

《救急・救助体制の充実》

- 救急出動件数・搬送人員とも増加しており、重症以上の傷病者の割合も全国平均値を上回っている現状です。増加する重症傷病者に対し、さらなる救命率の向上が求められます。

[基本方向]

- 特別養護老人ホーム、有料老人ホーム、認知症高齢者グループホームなどの高齢者が多く集まる対象物は、火災が発生した際の避難困難者が多く存在することから、火災予防、初期消火、早期通報、避難経路の熟知、消防用設備の適切な維持管理が最も重要であり、危機管理体制の強化充実を図ります。
- 各関係機関と連携し、各種火災予防の推進及び防火管理体制を徹底し、防火組織の育成強化を図ります。
- 消防施設や消防車両及び資機材の計画的な整備を進め、変化する災害対応に沿った消防体制の充実強化を図ります。
- 消防力の整備指針に基づき、適切な消防水利の整備を図ります。
- 地域住民の生活を災害から守るため、地域防災の要である消防団員への防災教育を実施し、防災対策及び各地域の消防体制の充実を図ります。

- 救命率向上のため、高度救命処置用資機材等への対応を進めるとともに、傷病者に対して迅速な救助救出・救命処置の提供など、救急・救助体制の強化を推進します。
- 傷病者に対する早期の応急手当の提供のため、応急手当の普及啓発活動を推進します。

[具体施策]**1 火災予防の推進**

- (1) 防火査察など火災予防の推進
- (2) 認知症高齢者グループホームなどの防火安全対策の促進
- (3) 住宅防火対策の促進
- (4) 防火管理体制の確立
- (5) 放火火災予防対策の推進
- (6) 住宅用火災警報器の設置推進

2 消防体制の充実

- (1) 消防施設・車両・装備の計画的更新
- (2) 住宅密集地の消火栓や耐震型防火水槽の増設など、適正な水利の確保
- (3) 消防団員の防災訓練充実
- (4) 消防団員の防災に関する研修会等への積極的な参加の促進
- (5) 地域住民及び企業と協力した消防団員入団の促進

3 救急・救助体制の充実

- (1) 高規格救急車・高度救命処置用資機材の更新
- (2) 救助用資機材等の整備・更新
- (3) 救急救命士の増員、救急隊員・救助隊員の育成の推進
- (4) 救急講習会の開催、応急手当の普及啓発活動の推進



2 交通安全・防犯の強化

[現状及び課題]

- 交通安全及び防犯意識の高揚を図るべく、新冠町交通安全推進委員会及び新冠町防犯協会を中心に様々な活動に取り組んできた結果、本町における交通事故死者及び犯罪件数は減少しています。
- 近年、新たな犯罪として全国的に増加している特殊詐欺に対する取組みが求められます。
- 各街路灯組合が管理する街路灯、町が管理する道路灯の LED 化が進んでおり、地域の交通安全・防犯対策の充実を図る上で重要なインフラであることから、今後も適切な管理・更新が求められます。

[基本方向]

- 交通安全運動、街頭指導、交通安全教室などの実施とともに交通安全対策の充実を図り、交通事故死ゼロをめざします。
- 防犯パトロールなど地域と関係機関が一体となった取組みにより、犯罪の撲滅をめざします。
- 交通事故や犯罪を未然に防止できる環境、体制が整備された明るいまちづくりをめざします。

[具体施策]

1 交通安全の推進

- (1) 交通安全教室などの開催による交通安全意識の高揚、交通安全運動の推進
- (2) 新冠町交通安全推進委員会の推進
- (3) 高齢運転者に対する安全運転啓発及び支援

2 防犯の推進

- (1) 自治会組織や関係機関との連携による防犯活動や啓発活動の推進
- (2) 特殊詐欺の被害防止対策の推進
- (3) 新冠町防犯協会の活動の推進
- (4) 防犯カメラ設置の検討

3 明るいまちづくりの推進

- (1) 街路灯・道路灯における LED 灯の導入の促進
- (2) 街路灯・道路灯の適切な維持管理の推進

第5章 力強く安定した産業づくり

5-1 農業の振興

1 担い手の育成・確保

[現状及び課題]

- 農業経営体数及び農業就業人口は減少を続け、農業従事者の高齢化は依然として顕著であるうえ、後継者の目途が立たない経営体も多く、農業の担い手不足は深刻さを増しています。
- 新規就農者の確保と地域農業の労働力補完のために実施している農業支援員（地域おこし協力隊）派遣事業が着実に成果を上げているものの、都市圏を中心とした雇用情勢の回復と全国的な担い手確保・支援施策の競争によって、その確保が困難となっており、関係団体と連携した事業の安定運営が求められます。
- これまで農業経営を支え、労働力の補完となってきたパート労働者の確保が困難になっていることから、外国人労働者の雇用や技能実習生の受入れが広がっています。

[基本方向]

- 認定農業者や農業生産法人など地域農業の中心となる経営体の育成を図ります。
- 後継者のUターン意欲の向上を図り、親元就農及び円滑な経営継承に向けた取組みを推進します。
- 新規就農者の受入れや支援体制の充実及び継続的な募集活動に努め、就農希望者の確保・育成を図ります。
- 労働力の補完や効率的な営農体系の確立に向けた取組みを推進します。

[具体施策]

1 担い手の育成・確保

- (1) 農業後継者の育成確保の推進
- (2) 営農資金等の利子補給支援
- (3) 生産施設の近代化の推進
- (4) 経営改善のための指導体制の充実
- (5) 生産者団体との連携及び運営支援への支援

2 新規就農者の確保・育成

- (1) 新規就農者の受入の促進
- (2) 新規就農者の育成支援対策の推進
- (3) 新規就農者に対する営農指導体制の構築
- (4) 就農イベントやインターネット等を活用した情報発信
- (5) 定住移住施策との連携

3 労働力の確保と効率的な営農形態の確立

- (1) 雇用労働者の確保に向けた取組みの検討
- (2) 農作業受託組織の活動推進
- (3) スマート農業※導入の検討

《関連する計画》

新冠町農業振興計画

2 農業生産基盤の確立

[現状及び課題]

- 安定的な農業生産を確保するためには、地力増進のための土造りを基本としながら、区画整理や暗渠排水などの土地基盤整備を計画的に実施するとともに、経営農地の集約化など農地の生産性及び効率性を高めることが求められます。
- 経営の向上や規模拡大・複合化には農業施設や機械の導入が必要となるうえ、現有設備の老朽化も課題となっていますが、これらの整備・更新には多額な投資を伴い受益者負担が大きいいため、積極的な実施には結びついていないのが現状です。
- 農業従事者の高齢化や担い手不足により経営体の減少が進み、耕作放棄地の発生とともに、農地機能や農村環境の低下が懸念されます。
- エゾシカやアライグマなどの鳥獣による農作物への被害は減少傾向に転じているものの、継続した被害防止対策の実施が求められます。

※スマート農業

ロボット技術や情報通信技術（ICT）を活用して、省力化・精密化や高品質生産を実現することを推進する農業。

[基本方向]

- 土地改良及び草地の整備・更新などにより地力の増進を図るとともに、農地の集約化による効率的な農地利用を推進します。
- 農業機械等の共同利活用組織・作業受託協議会の利用促進による組織活動の継続を図ります。
- 農地が持つ多面的な機能や農村環境の維持・向上のため、地域農業者が取り組む保全活動を継続的に支援するとともに、中心的な農業者への農地集積を推進します。
- 農作物への鳥獣被害防止対策を推進するとともに、効果的な駆除体制の確保に向けて、関係機関と連携します。

[具体施策]

- 1 生産基盤の整備
 - (1) 土壌診断の推進
 - (2) 土地基盤整備事業の推進
 - (3) 換地や流動化による農地の団地化の推進
- 2 農業機械等の共同利用
 - (1) 農業機械等の共同利用の推進
 - (2) 農作業受託組織の活動の推進
- 3 農地維持活動の支援
 - (1) 地域活動組織が行う保全活動への支援
 - (2) 担い手への農地の利用集積の推進
- 4 鳥獣害の被害防止
 - (1) 被害防止施設等の整備支援
 - (2) 効果的な駆除体制の確保

《関連する計画》

新冠町農業振興計画

新冠町鳥獣被害防止計画

3 稲作振興

[現状及び課題]

- 国から示されてきた米の生産数量目標の設定が廃止され、産地には需要に応じた生産が求められています。他産地と競合する中、町内産米の消費を維持・拡大するには、消費者ニーズに沿った品種の選定や栽培技術の向上がますます重要となります。
- 量販店やコンビニといった中食産業やレストラン等の外食産業への販路拡大をめざす一方、野菜を中心とした高収益作物との複合化を推進し、水稻農家の経営の安定化を図る必要があります。

[基本方向]

- 反当収量の確保と高品質米の安定生産を重視した栽培技術の向上と販路の拡大を推進します。
- 高収益作物との複合化を図り、経営の安定化を推進します。

[具体施策]

- 1 高品質米の安定生産の推進
 - (1) 地域に適した優良品種の作付奨励
 - (2) 透排水改良と土づくりの推進
 - (3) 上位等級米の安定出荷の推進
- 2 新冠産米の PR
 - (1) プライベート米の生産と PR の推進
- 3 経営複合化の推進
 - (1) 経営体制に応じた複合経営の推進

《関連する計画》

新冠町農業振興計画



4 そ菜振興

[現状及び課題]

- 基幹作物であるピーマンは、生産面積の拡大や集出荷・共選体制の充実、販路の拡大により着実に販売金額を伸ばし、消費者や市場関係者から高い評価を得ており、北海道一の産地としてブランド化が図られています。
- 産地として安定した生産量を確保し、価格を維持するためには作付面積の維持・拡大が必須となり、アスパラやほうれん草、かぼちゃやメロン等の振興・補完作物を含め、増収に向けた取組みが求められます。
- 海外からの輸入農産物等、単に価格の安い食品が店頭に並ぶ中、消費者の「食」に対する安全・安心への関心が高まっており、エコファーマー制度※やGAP※をはじめとした生産工程管理の導入等、信頼できる食料の供給が求められるほか、農産物の直販フェアや各種イベント等を通じた生産者と消費者の関係づくりによるさらなる販売促進が求められます。

[基本方向]

- 品質の高い農産物の安定供給のため、基本技術の徹底と栽培施設整備の推進を図ります。

[具体施策]

- 1 高品質野菜の安定生産
 - (1) 土壌診断の推進と適切な防除の推進
 - (2) 栽培施設整備に対する継続支援
 - (3) 関係機関と連携した栽培技術の指導
 - (4) 自動管理技術の導入による効率営農の推進

※エコファーマー制度

土づくりや減化学肥料・減農薬などの環境にやさしい農業に取り組む農業者を対象として都道府県が農業者を認定する制度。

※GAP

食品安全、環境保全、労働安全等の持続可能性を確保するための生産工程管理の取組み。

2 販売対策の充実

- (1) クリーン農業※の実践等によるブランド化の推進
- (2) 消費者との交流促進による産地情報の発信
- (3) 他産地・先進地調査による栽培技術の向上
- (4) 市場動向の調査による販売戦略の向上

《関連する計画》

新冠町農業振興計画



※クリーン農業

自然環境にやさしい技術を導入し、農薬や化学肥料の使用を最小限にとどめて、より安全で高品質な農産物づくりをめざす農業。

5 軽種馬振興

[現状及び課題]

- 軽種馬販売は昨今の緩やかな景気回復によりセリ市場を中心に安定的に推移していますが、市場動向は景気による影響が大きく不安定なため、販売体制の強化と売れる馬づくりが重要となります。
- 生産基盤である草地の改良が停滞しており、雑草の侵食等による収量や品質の低下が見受けられるため、速やかな対策が求められます。
- 繁殖牝馬の高齢化は受胎率の低下に繋がり、生産効率に悪影響を及ぼすことから、適切な更新による生産性及び資質の向上が求められます。
- 地方競馬は重要な販売先であり、ホッカイドウ競馬をはじめ各地方競馬が引き続き存続するよう支援の継続が求められます。

[基本方向]

- 売れる馬づくりへの体制整備を推進します。
- 生産基盤の整備を推進します。
- ホッカイドウ競馬をはじめとする地方競馬の活性化を支援します。

[具体施策]

- 1 売れる馬づくりと販売対策の推進
 - (1) セリ市場への上場促進支援対策の推進
 - (2) コンサイナー※を活用した売れる馬づくりの推進
 - (3) インターネットを活用した売り馬情報の発信
 - (4) 馬主会等需要先への販売対策の推進
- 2 生産基盤の整備の推進
 - (1) 良質粗飼料生産のための草地整備の推進
 - (2) 優良繁殖牝馬への適切な更新
 - (3) 競走馬生産振興事業の利用の推進
- 3 地方競馬への支援
 - (1) ホッカイドウ競馬の活性化支援
 - (2) その他地方競馬への協賛レースによる支援

《関連する計画》

新冠町農業振興計画

※コンサイナー

市場上場前の馬の馴致、育成等を行う業者。

6 酪農振興

[現状及び課題]

- 少子高齢化による全国的な酪農経営体の減少に伴い、北海道産牛乳の需要は高まっていますが、生産戸数が減少している中、戸当たり飼養頭数は増加しており、労働負担の増加や休日が少ないことから、ゆとりある酪農経営が求められます。
- 酪農ヘルパーや農作業受託組織のコントラクターの活用は重要度を増しており、さらに農作業の効率化や省力化に資する農業機械の導入など、労働負担の軽減を図る対策が求められます。
- 良質な生乳の安定生産をめざし、個体乳量の向上や乳質の改善を図るとともに、自給飼料生産基盤の整備が求められます。

[基本方向]

- ゆとりある酪農経営の取組みを推進します。
- 高品質乳生産への取組みを推進します。
- 受精卵の活用による経営基盤の強化を図ります。
- 町有牧野の利用を推進し、酪農経営の支援を図ります。

[具体施策]

- 1 労働負担を軽減する取組み推進
 - (1) 酪農ヘルパー事業の支援
 - (2) 農作業受託組織の活用の支援
 - (3) 作業効率化に資する農業機械の導入の推進
- 2 乳質改善の取組み推進
 - (1) 乳牛検定組合への加入促進と運営の支援
 - (2) 乳牛検定データ※の有効活用と飼養管理改善の推進
 - (3) 牛群の改良の促進
 - (4) 良質粗飼料生産に向けた草地改良事業の推進

※乳牛検定データ

乳量、乳質及び牛群の状態をデータ化し、飼養・経営管理の一助とするもの。

3 和牛受精卵の活用促進

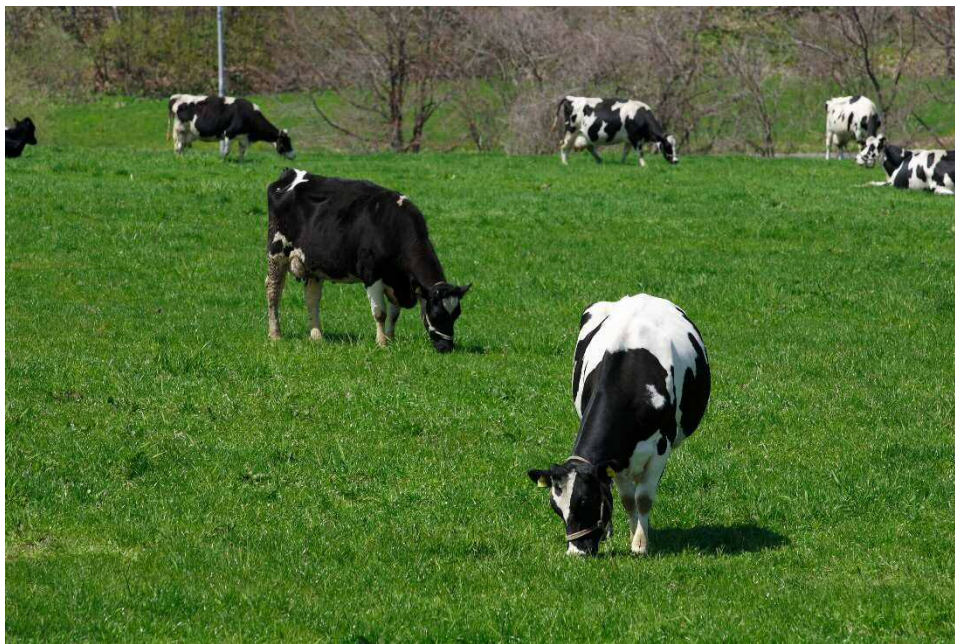
- (1) 初産牛への黒毛和牛受精卵移植による事故率の低減
- (2) 乳肉連携による地域内受精卵の流通の推進

4 町有牧野の有効活用

- (1) 牧野の活用促進による労力軽減の推進
- (2) 牧野の預託体制の拡充

《関連する計画》

新冠町農業振興計画



7 肉用牛振興

[現状及び課題]

- 町内の黒毛和牛生産は素牛出荷を中心に順調に伸びてきており、平成 24（2012）年度の和牛センターの稼働を契機に開始した繁殖牛の育種価[※]判明事業により優良繁殖牛の自家保留が進み、生産基盤の確立に繋がっています。
- 一貫肥育経営に取り組む農家は少数に留まっていますが、和牛センターで預託肥育することで地域としての肥育牛出荷頭数は一定の規模を維持しており、これらは近隣町との広域出荷により東京食肉市場に出荷されています。
- 優良繁殖牛の保留は進んでいますが、優良牛から採卵した受精卵の地域内流通は町有牛受精卵に頼っており、各農家で採卵した受精卵は自家利用に留まっているため、優秀な繁殖牛の受精卵を地域内で活用する仕組みづくりが求められます。
- 育種価を活用した素牛生産を進めていますが、販売価格への影響は限定的であり、購買者へ生産体制をアピールする取組みが求められます。

[基本方向]

- 優良繁殖牛の確保に向けた取組みを推進します。
- 受精卵移植の活用による優良繁殖牛の増頭を推進します。
- 販売対策の充実に努め、新冠産和牛の市場価値を高める取組みを推進します。

[具体施策]

- 1 優良繁殖牛の自家保留の促進
 - (1) 育種価判明による優良繁殖牛の保留の推進
 - (2) 和牛センターの活用の推進
 - (3) ゲノミック[※]評価の活用の推進
 - (4) 優良繁殖牛の導入支援

※育種価

母牛が持っている遺伝的な能力の度合を数字で示したもの。

※ゲノミック

従来[※]の遺伝能力評価を基に、DNA の遺伝子情報から遺伝的能力を推定する方法。

2 受精卵移植の活用推進

- (1) 受精卵移植による優良繁殖牛増頭の推進
- (2) 乳肉連携による地域内受精卵の流通の推進

3 販売対策の充実

- (1) 育種価を活用した生産体制のPR
- (2) 飼養管理技術の向上による素牛の安定生産
- (3) 需要先との積極的な情報交換の推進
- (4) 肥育農家と町有牧野の肥育技術の連携の推進
- (5) 肥育牛の広域出荷の推進

《関連する計画》

新冠町農業振興計画



5-2 林業の振興

1 林業振興

[現状及び課題]

- 町内の森林面積は、総面積の75%に相当する4万6,737ヘクタールで、その約80%が国有林となっています。樹種別では天然林が約8割、人工林が約2割を占めています。
- 町有林3,909ヘクタール、私有林は3,411ヘクタールで総森林面積の16%を占め、そのうちカラマツ・トドマツを主体とする人工林が約3割の2,051ヘクタールとなっており、この人工林資源の半数が利用期を迎えています。
- 全国的に造林や種苗生産など林業の担い手不足、森林の造成・育成や木材の生産などを行う林業事業者も減少しており、町内でも林業事業者は1社のみとなっています。
- 少子高齢化などによる住宅着工数や紙需要が減退している一方、CLT加工※による建築材料への利用や木質バイオマスのエネルギー利用など新たな活用法が生み出されています。

[基本方向]

- 森林は水源の涵養、山地災害の防止、木材の供給、生物多様性の保全、健康の維持・増進などの多面的な機能を有しており、これらの公益的機能を持続的に発揮するために、伐採後の着実な再生林・保育・伐採、「植えて育てて、伐って使って、また植える」といった循環サイクルを円滑に進めます。
- 労働安全衛生対策の推進と林業労働者の安定的な雇用体制づくりを支援し、適切な森林施業と原木の安定供給を担う林業労働者の育成を図ります。
- 近年、北海道内でも大規模な木質バイオマス発電所が稼働を始めており、需要の増加に適切に対応するとともに、既存の利用に影響を及ぼさないよう、林地未利用材の安定供給体制の構築を進めます。
- 木製遊具で遊ぶことや植樹、森林環境教育などの木育活動を通じて森林づくりを町全体で支える気運を高めます。

※CLT加工

板の層を各層で互いに直交するよう積層接着したパネル。

[具体施策]

1 持続的な資源利用の推進

- (1) 計画的な伐採及び再造林による人工林資源の循環利用
- (2) 森林経営計画に基づく計画的な森林施業の推進

2 林業労働者の育成・確保

- (1) 下刈作業などの軽労化や通年雇用化、就業体験等の取組みの推進
- (2) 労働安全衛生の確保に必要な装備や施設整備への支援

3 資源の有効利用の推進

- (1) 木質バイオマス※の有効活用の検討

4 木育活動の推進

- (1) 地域ぐるみの植樹や育樹イベントなどの森林保全活動への支援
- (2) 企業やNPOなどの民間団体や木育マイスター※等との連携

《関連する計画》

新冠町森林整備計画

森林経営計画



※木質バイオマス

樹木の伐採で発生した枝・葉などの木材に由来する再生可能な生物由来の有機物資源。

※木育マイスター

森林体験や木工体験などの木育活動の企画立案やコーディネートができる指導者。

5-3 水産業の振興

1 水産業振興

[現状及び課題]

《漁場・資源増殖》

- 大雨災害時、河川からの泥水及び流木の流入並びに護岸破損に伴う土砂の流入により、漁場は大きな悪影響を受けていることから、河川改修や護岸整備に係る要請の必要があります。
- タコ産卵礁、幼稚仔保育礁の設置及びマツカワの種苗放流並びにサケ・マス資源の増殖を図るための栽培漁業の推進を図っていますが、漁獲量は減少傾向にあります。今後さらに育てる漁業への取組みを推進しながら、新たな魚種に係る資源増殖に努める必要があります。

《漁業経営》

- 度重なる自然災害、環境の変化等により総漁獲量は年々減少傾向にあり、加えて原油価格の高騰が漁業経営に影響を及ぼしていることから、漁具購入に対する補助、制度資金借入れに伴う利子補給等を行い、漁業経営体の負担軽減に努め経営の安定を図る必要があります。
- 漁業経営体及び漁業就業人口は減少を続ける中、漁業従事者の高齢化は依然として顕著であり、後継者の目途が立たない経営体も多く水産の担い手不足は深刻さを増していることから、既存の経営体の育成及び新規漁業就業者の確保が求められます。

《漁港・関連施設》

- 節婦漁港は昭和 22（1947）年に開港以来逐次改修を進め、昭和 56（1981）年に副港を整備、近年は水産基盤整備事業により漁港改良工事や浚渫等が行われています。今後も漁船の安全確保のため、漁港整備や浚渫※に係る要請活動を行う一方、老朽化していく漁業関連施設及び関連施設周辺環境の整備が求められます。

※浚渫（しゅんせつ）

海底の土砂をさらうこと。

[基本方向]

- 漁場環境の整備や漁場造成、種苗放流などによる、つくり育てる漁業を支援し、漁業生産の安定・向上を図ります。
- 漁具等の近代化、後継者の育成・確保などを支援し、漁業経営基盤の安定・強化を図ります。
- 漁港や漁業関連施設の整備を支援し、安全で効率的な漁業作業環境の整備を進めます。

[具体施策]

- 1 漁業造成と栽培漁業の推進
 - (1) 増殖場の維持・造成
 - (2) 種苗放流等のつくり育てる漁業の推進
 - (3) 河川改修、護岸整備の要請
 - (4) 新たな魚種に係る栽培漁業の推進
- 2 漁業経営基盤の充実
 - (1) 漁業後継者の育成の推進
 - (2) 新規漁業就業者確保の推進
 - (3) 漁業関連設備等の整備の推進
 - (4) 制度資金等の利子補給支援
- 3 漁港と関連施設の整備
 - (1) 漁港の維持管理と整備の要請
 - (2) 漁港内浚渫による航路の安全確保の要請
 - (3) 漁業関連施設等の整備の推進



5-4 商・工業の振興

1 商・工業振興

[現状及び課題]

- 人口減少・少子高齢化に伴い、町内の購買力・消費力の低下が見受けられ、商・工業者にとっては厳しい状況が続いており、近隣町の大型商業施設への消費流出、原材料や原油の高騰などからも地域経済への影響は著しい状況にあります。
- 商・工業経営体の減少や事業者の高齢化が進み、後継者の目途がたたない経営体も見られることから、商・工業経営の安定及び後継者の確保等が求められます。
- 町内商・工業活性化のため、商工会などの指導機関との連携を強化するとともに、各種補助金や融資制度・利子補給制度により商・工業者に対する経営意欲の高揚を積極的に推進した経営基盤の安定が求められます。
- 観光振興や交流人口の拡大に努め、定住移住促進による地域活性化を図った商・工業振興が求められます。

[基本方向]

- 少子高齢化や近隣町の大型商業施設への消費流出など、小売商業を取り巻く環境変化に対応するため、経営改善の推進と魅力ある個店づくりを支援します。
- 商・工業経営の安定化を図り、新規事業者への支援及び後継者の確保への取組みを推進します。
- 地域農業と連携した6次産業や観光分野、定住移住促進、交流人口の拡大など地域と連携した商業機能の向上を支援し、経営の近代化と地域の産業力を高めます。
- 関係機関と連携し、新技術・新サービスの導入、新分野への進出などを支援し、地域の活性化と雇用の拡大を推進します。

[具体施策]

- 1 地域商・工業への取組み支援
 - (1) 地域に根差した商・工業活動の取組み推進
 - (2) 経営改善と魅力ある個店づくりの取組み推進
 - (3) 商・工業活性化事業の推進
 - (4) 中小企業融資制度の推進
 - (5) 利子補給制度による支援
 - (6) 新規事業者に対する支援及び後継者対策の推進
 - (7) その他経営安定対策の推進支援
- 2 商・工業機能の高度化の推進
 - (1) 農商工連携等による地域産業振興の推進
 - (2) 異業種連携による商業機能高度化の推進
- 3 企業の経営体制の充実
 - (1) 新技術、新サービス、新分野進出等への取組みの推進
 - (2) 中小企業融資制度の推進
- 4 商工会の運営支援
 - (1) 商工会事業の活動の支援



5-5 観光の振興

1 観光振興

〔現状及び課題〕

- 高規格幹線道路の延伸により都市圏からの交通アクセスが向上し、レ・コード館、道の駅、乗馬施設をはじめとする町の観光関連施設や民間事業者へ経済効果が表れています。
- にいかっぷホロシリ乗馬クラブの西泊津地区への移転を契機に、近隣観光施設と連携した一体的な観光づくりが求められます。
- 観光繁忙期に対応した施設整備が急務で、特に道の駅では駐車場及び施設の充実が課題であり、早期整備が求められます。
- 観光客のニーズに対応した観光メニューの強化や観光拠点施設のネットワーク、その他観光情報の発信など、魅力ある新冠町の観光振興を図る上で観光協会や観光専門業者、地域・行政が連携しながら「魅力ある新冠」を構築することが求められます。
- 新冠インターチェンジの開通に向け、日高管内全体での広域的な観光プロモーション活動や新たな観光ルートを各町などと連携し、推進することが求められます。
- 日高管内 7 町が連携し、交流人口の拡大をめざした交流事業を展開していますが、一部限定的な取組みとなっていることから、さらなる総合交流の場を創出することが求められます。



[基本方向]

- 観光施設の充実を進め、観光客の多様化及び個性化に対応できる観光産業の育成を図るため、地域資源を活用した観光メニューの創出や観光ネットワークを推進し、さらなる観光の魅力づくりを高めます。
- ホームページや SNS※を活用した情報発信を拡充するとともに、受入体制の整備・向上を図ります。
- 地域が一体となった観光振興施策の推進を図ることを目的に、観光協会や関係機関との着地型・体験型観光の企画促進や広域的な連携による観光プロモーションや新たな観光ルートの開発などを推進します。
- 日高管内 7 町の連携により、日高管内における新たな観光機会を創出するまちづくりをめざします。

[具体施策]**1 観光の魅力づくりの推進**

- (1) 観光ニーズに応じた多様な観光メニューづくりの創出
- (2) 観光拠点施設のネットワーク化の推進
- (3) 地域住民との交流促進事業の推進
- (4) 地域ならではの「食」の充実と PR
- (5) 観光関連施設や設備の整備の推進

2 観光企画の充実

- (1) 滞在型観光や着地型・体験型観光の推進
- (2) ホームページや SNS を活用した観光案内情報の充実
- (3) 観光ホスピタリティの向上
- (4) 観光ガイド・ボランティアの育成検討
- (5) 外国人観光客誘致のための環境整備の推進
- (6) 町内施設・企業間の連携による観光企画の推進
- (7) 観光協会や各観光専門業者との連携による観光企画の充実

3 広域連携の推進

- (1) 広域連携による観光プロモーション活動の推進
- (2) 広域観光ルートの開発推進
- (3) その他広域連携事業の充実
- (4) 日高管内の観光事業に係る情報共有及び地域への情報提供の推進

※SNS (Social Networking Service の略)

人と人との交流を手助け・促進するためのインターネット上のサービスのことで、新たな人間関係を構築するツールなどとして利用されている。

5－6 雇用環境の充実

1 雇用対策

[現状及び課題]

- 企業誘致により、町内の新たな雇用環境の創出に大きな効果をもたらすことから、公有財産を活用した企業誘致、情報通信基盤を生かしたサテライトオフィス※の誘致などの取組みが求められます。
- 季節雇用者の通年雇用化や就労促進を図ることを目的に、日高中部通年雇用促進協議会とさらなる連携を図ることが求められます。

[基本方向]

- 雇用機会の創出拡大を図るため、地域資源を活用した地場産業による事業展開やそれに伴う事業の拡大、さらに企業誘致をめざしながら町内企業の活性化を推進します。
- 雇用の場の安定確保をめざします。
- 就労に生かせる技術や知識習得を支援します。
- 高齢者の能力や経験を生かした就労機会の創出を推進します。

[具体施策]

1 雇用の拡大

- (1) 新産業への参入や起業の推進
- (2) 公有財産等を活用した企業誘致の推進
- (3) 情報通信基盤の活用、民間事業者との連携によるサテライトオフィス誘致の推進

2 就労の支援

- (1) 各種技能訓練や技能習得のための助成制度の周知と活用の推進
- (2) 関係団体・関係機関と連携した求職・求人情報の提供
- (3) 町内事業者等との連携・協力による高齢者の就労機会の創出

※サテライトオフィス

企業本社や公官庁・団体の本庁舎・本部から離れた場所に設置されたオフィス。

第6章 郷土を愛し生きる力を育む人づくり

6-1 幼・小・中教育の充実

1 教育・保育の充実

〔現状及び課題〕

- 認定こども園ド・レ・ミは、「幼稚園」、「保育園」、「子育て支援」の3つの機能を併せ持ち、就学前の子どもの教育及び保育を提供するとともに、育児に関する相談業務を行うなど子育てに関する一体的な施設として取組みを進める必要があります。
- 子育て環境の充実を進める施策により、年々未満児（0～2歳児）の入園率が増加する中、保育教諭等職員の増員を図るなど安全安心な園運営の推進が求められます。
- 音楽や体力づくり等を特徴とした幼児教育の推進を図るとともに、小学校への接続を意識した連携事業の実施や身に付けたい力を保護者とも共有する必要があります。
- 幼・小・中一貫やコミュニティ・スクール※機能との連携により、子どものめざす姿を地域と共有しながら地域の幼児教育施設として充実が求められます。

〔基本方向〕

- 園児の学齢保育の連続性に加え小学校への接続を意識した教育・保育環境の充実を図ります。
- 生きる力を育むための「柔軟な思考・試行」、「豊かな人間性」、「粘り強い精神力」を養う幼児教育の充実を図ります。
- 子どもたちの健やかな成長のため、異世代交流の機会を確保します。

〔具体施策〕

- 1 教育・保育環境の整備
 - (1) 安全安心な施設運営に向けた環境整備
 - (2) 幼児教育の質の向上を図るための人材育成
 - (3) 地域とともにある園づくりの推進

※コミュニティ・スクール

地域住民が学校運営に参画できる仕組みを有する学校。

2 教育の連続性の確保

- (1) 小学校への接続を意識したカリキュラムの充実
- (2) 生きる力を育む指導方法や指導体制の工夫
- (3) 音楽と体力づくりを通じた特色ある幼児教育の充実
- (4) 家庭教育と連携した食に関する実践的な指導の推進

3 地域の教育力の活用

- (1) 自然体験学習の充実
- (2) 町内の高齢者施設との交流事業の推進
- (3) 家庭と連携した園事業の推進

《関連する計画》

新冠町教育大綱

認定こども園教育・保育計画



2 学校教育の充実

[現状及び課題]

- 児童生徒を健やかに育てるための教育環境づくりには、学校が地域と一体となって子どもたちを育む環境が必要であり、地域と学校の連携・協働の推進が求められます。
- 変化の激しいこれからの社会を生きる子どもたちには、人生を通して学び続ける力が求められており、主体的に判断・行動し、問題解決する資質や能力を含めた確かな学力の育成が求められます。
- 子どもたちの健やかな成長のためには、充実した人生を送るための基盤となる健康の保持や体力の向上、豊かな情操や道徳心、他者への思いやりや自己肯定感などを育むことが求められます。
- 特別な教育的支援を必要とする児童生徒に対して、きめ細かな指導や支援が行えるよう連携する体制整備が求められます。
- 児童生徒の個性を生かし、その能力を伸ばすため、特色ある教育活動を展開していく必要があります。地域の実情、児童生徒の実態を踏まえ、地域社会や教育機関をはじめとする関係機関と連携を図り、地域の教育資源を活用し、創意工夫を凝らした特色ある教育活動の推進が求められます。
- 安全で安心な学習・生活環境を確保するとともに、時代の変化や多様化する教育内容・方法に対応するため、学校施設・設備の整備が求められます。

[基本方向]

- 保護者や地域から信頼される学校づくりのため、組織体制の強化や「開かれた学校」から「地域とともにある学校」への転換を図ります。
- 「育成をめざす資質・能力」を明確化した教育課程の編成を実施するとともに教育活動の質の向上をめざし、「教える」から「学ぶ」への転換を意識した授業改善を推進します。
- 子どもの健やかな成長を図るために、道徳教育の充実や体力向上の推進、読書活動推進、生徒指導と教育相談の充実により、豊かな心と健やかな体の育成を図ります。
- 特別支援教育の充実のため、児童生徒一人ひとりの教育的ニーズに応じた指導や支援の充実、切れ目のない一貫した支援体制を確立し、関係機関と連携した早期教育相談と支援の充実を図ります。
- 児童生徒の実情に応じて関係機関と連携を図り、地域の教育資源を活用した特色ある教育活動を推進します。

○少子化や施設の老朽化等に鑑み、授業や学級運営への影響に配慮し、将来を見据えた教育環境の整備を進めます。また、教育委員会の組織力、活動力の充実を図ります。

[具体施策]

1 信頼される学校づくりの推進

- (1) 校長を中心とした校内組織の体制の整備
- (2) 教職員の資質向上と服務規律の保持
- (3) 「開かれた学校」から「地域とともにある学校」をめざした
コミュニティ・スクールの推進

2 確かな学力の育成

- (1) 「育成をめざす資質・能力」を明確化した教育課程の編成
- (2) 教育活動の質の向上
- (3) 「教える」から「学ぶ」への授業改善の推進
- (4) 小中一貫教育と校種間連携の推進
- (5) 授業への支援の充実
- (6) 望ましい生活習慣の定着
- (7) 個に応じた指導の充実

3 豊かな心と健やかな体の育成

- (1) 体力向上の推進
- (2) 読書活動推進による読解力の育成
- (3) 生徒指導と教育相談の充実
- (4) 健康安全教育の充実
- (5) 道徳教育の推進

4 特別支援教育の充実

- (1) 指導・支援体制の充実
- (2) 教育相談と支援の推進



5 特色ある教育活動の推進

- (1) 発達段階に応じたキャリア教育※の推進
- (2) 学校の教育活動を中心とした主権者教育の推進
- (3) 図書プラザと連携した読書活動の推進
- (4) 給食の充実と食育の推進
- (5) 郷土資料館と連携したふるさと教育の推進
- (6) 児童館と連携した学習機会の確保

6 教育環境の整備と組織の連携

- (1) 小中学校適正規模等基本方針に基づく施策の実施
- (2) 学習環境の整備・充実
- (3) 児童生徒の安全な通学環境の確保
- (4) 高等学校への通学支援の推進
- (5) 教職員の働き方改革への対応
- (6) 社会教育課との連携による部活動の支援、協力体制の整備
- (7) 総合教育会議と連携した教育委員会の組織体制の整備

《関連する計画》

新冠町教育大綱

新冠町アクション・プラン（教職員の働き方改革行動計画）



※キャリア教育

一人ひとりの社会的・職業的自立に向け、必要となる基盤となる能力や態度を育成すること。

6-2 生涯教育の充実

1 社会教育の充実

〔現状及び課題〕

- 人口減少のさらなる進行や人生 100 年時代と言われる長寿化の中で、新たな社会の姿として Society5.0[※]の実現が提唱されるなど、さらに大きな社会変化が訪れようとしています。今後、より多様で複雑化する課題と向き合いながら、一人ひとりがより豊かな人生を送ることのできる持続可能な社会づくりを進めるためには、様々な主体がそれぞれの立場から主体的に取り組むことが必要となり、特に地域においては町民自らが担い手としてその運営に主体的に関わっていくことがこれまで以上に重要となります。
- 社会教育は個人の成長と地域社会の発展の双方に重要な意義と役割を持つものであり、その要となるのが学びの場を通じた町民相互の繋がりであります。町民参画による地域づくりがこれまで以上に求められる中、社会教育を基盤とした人づくり・繋がりづくり・地域づくりの重要性は地方行政全体を通じてますます大きくなっています。町民がいきいきとした生活を送るとともに、各地域の町民の創意工夫に基づく地域づくりを進めることは、若者や地域外の人々にとっても、その地域に住みたいという魅力に繋がります。
- レ・コード館や各種社会教育施設等で活動している団体等が高齢化・固定化し、自己充足の学習に陥りがちになっています。自己充足の学習だけではなく、地域社会に貢献できる学びの循環を創りだすことが重要です。
- あらゆる年代が参加・参画できる学習環境を充実させることが必要であり、多様な主体と連携した学習機会の創出が求められています。また、社会教育施設の老朽化や計画的な整備の対応などが課題となっています。

※Society5.0

サイバー空間（仮想空間）とフィジカル空間（現実空間）を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する人間中心の社会（Society）のこと。狩猟社会（Society1.0）、農耕社会（Society2.0）、工業社会（Society3.0）、情報社会（Society4.0）に続く新たな社会を指すもので、第 5 期科学技術基本計画において我が国がめざすべき未来社会の姿として初めて提唱された。

[基本方向]

- いつでも、どこでも、だれでも学べる学習環境の醸成と整備を推進します。
- 学びの成果が活力ある地域づくりに繋がる生涯学習活動を推進します。
- レ・コード館や各種社会教育施設が、町民の生涯学習活動に一層利用しやすいものとなるよう、運営の改善・整備を図ります。
- 図書プラザは、町民の情報センターとして多様化する情報、変化するニーズに対応し、幅広い資料の収集・保存・提供に努めます。
- 子どもの読書活動の推進拠点として、全ての子どもたちが本を読む喜びを味わい、人間性豊かに育つ読書環境を創ることをめざします。

[具体施策]**1 社会教育事業の推進**

- (1) 生涯学習の推進体制の確立
- (2) 各ライフステージのニーズ等に応じた学習機会の提供と充実
- (3) 学習情報の提供や学習相談等の学習活動支援
- (4) 学習参加のきっかけづくりの推進
- (5) コミュニティ・スクール活動と連携した社会教育の推進
- (6) 多様な人材の確保と活躍の推進
- (7) 総合教育会議を活用した町長部局との効果的な連携
- (8) 多種多様な主体との連携・協働の推進
- (9) 地域の魅力を引き出し、活用した取組みの推進
- (10) 図書館機能の充実
- (11) 子ども読書活動の推進

2 社会教育施設の整備

- (1) 長寿命化計画の策定及び計画的な施設整備

《関連する計画》

新冠町教育大綱

新冠町社会教育中期計画

子どもの読書活動推進計画

2 青少年の健全育成

〔現状及び課題〕

- 近年の家庭環境の多様化に伴い、子育てについての不安や孤立を感じたり、子どもの社会性や自立心、基本的生活習慣の育成などに課題を抱える家庭が増大し、家庭教育を行う上での問題が指摘されています。
- 家庭におけるコミュニケーションのあり方や、保護者としての自覚の向上、子育てに関する学びの機会の充実、子育て不安の軽減、または解決するための支援が求められます。
- 子どもたちの社会性を育て、健全な成長を促していくためには、学校・家庭・地域の連携体制を整備し、地域ぐるみで子どもたちを育てることが求められます。
- 子どもたちが異年齢集団の中で自尊感情や社会性、人との付き合い方を学ぶ機会を提供することが求められます。

〔基本方向〕

- 子どもたちが生きるための基礎的な生活習慣や能力を培い、地域社会の中で心身ともに健やかにたくましく成長できるよう、家庭教育の向上を図ります。
- 学校・家庭・地域が一体となって自らの役割や責任を自覚し、連携・協力して子どもたちの健全育成事業を進めます。
- 地域全体で子どもを育てる教育環境の整った地域コミュニティの活性化をめざし、地域の教育力の向上を図ります。

〔具体施策〕

- 1 家庭教育力の向上
 - (1) 家庭教育講座などの学習機会の提供
 - (2) 家庭教育学級への支援

2 青少年の健全育成事業の推進

- (1) 健全育成事業の充実
- (2) 放課後子ども教室の充実
- (3) 児童館運営事業の充実
- (4) 子ども会活動の支援
- (5) ボランティア活動の支援
- (6) スポーツ少年団、文化活動団体等への支援

3 地域力の向上

- (1) コミュニティ・スクール運営における学校との関係強化

《関連する計画》

新冠町教育大綱

新冠町社会教育中期計画



3 生涯スポーツの推進

[現状及び課題]

- スポーツは、体を動かすという人間の本源的な欲求に応えるとともに、爽快感、達成感、他者との連帯感などの精神的な充足や楽しさ、喜びをもたらし、さらには体力の向上や精神的なストレスの解消、生活習慣病の予防など心身の両面にわたる健康の保持増進に大きな役割を果たしています。
- スポーツは「する」だけでなく、「みる」、「ささえる」ことも含まれ、町民一人ひとりがスポーツに親しむことで、学校、スポーツ団体、家庭、地域の交流が広がり、町の活力の源になると考えられます。
- ライフステージに応じて年齢や性別、障がい等を問わず、広く町民が関心や適正に応じてスポーツに参加できる環境整備が求められます。

[基本方向]

- ライフスタイルに対応し、生涯にわたってスポーツに親しむ事業の展開、競技力の向上及び子どもたちの体力向上を推進します。
- 「する」、「みる」、「ささえる」スポーツへの参加を促進するための環境を整備します。

[具体施策]

1 生涯スポーツ活動の推進

(1) 各ライフステージのニーズに応じたスポーツ活動の推進

- ア 多様なスポーツ教室の充実
- イ スポーツ情報の提供や相談等のスポーツ活動支援
- ウ 競技スポーツの向上
- エ 健康運動を主体としたスポーツの提供

(2) 多種多様な主体との連携・協働の推進

- ア 社会体育団体の育成及び活動の支援
- イ 障がい者スポーツへの理解の推進

(3) 子どもの体力向上への取組み

- ア コミュニティ・スクール活動と連携した子どもの体力向上の取組み推進
- イ 子どものスポーツ活動の支援

2 スポーツを「みる」、「ささえる」応援文化の構築

- (1) 指導者の発掘及び育成
- (2) 学校開放事業の実施
- (3) スポーツ観戦の機会づくり

《関連する計画》

新冠町教育大綱

新冠町社会教育中期計画

新冠町スポーツ振興計画



4 郷土文化・芸術文化の推進

[現状及び課題]

《郷土文化》

- 郷土文化は、町民一人ひとりの心に宿る大切なものであり、ふるさと意識を醸成する上でも重要となります。
- 郷土資料館は中核施設として、「資料収集」、「整理保存」、「調査研究」、「教育普及」の4つの機能を充実させながら、郷土の歴史遺産や伝統文化の保存・継承・活用を進めてきました。今後も4つの機能の充実を図った郷土文化の推進が求められます。

《芸術文化》

- 芸術文化は、人々の想像力や表現力を高め、ゆとりと潤いのある地域社会を形成する重要な役割を担っています。
- レ・コード館等において、文化協会が中心となり、町民が主体となった様々な芸術文化活動が行われ、活動成果の発表の場として作品展や芸能発表会が行われています。
- レ・コード館を象徴施設として「レ・コードと音楽によるまちづくり」を推進するため、特徴的な「音楽文化」の拠点として展開しています。
- 今後も、町民が優れた芸術や音楽文化に触れる機会の充実に努めるとともに、町民の芸術文化活動の支援が求められます。

[基本方向]

《郷土文化》

- 地域への愛着やまちへの誇りを生みだす郷土の歴史遺産や伝統文化が次世代に受け継がれるよう、町民や団体等と連携しながら、保存・継承・活用を進めます。

《芸術文化》

- 町民の芸術文化活動の進展に対応し、創造性が十分に発揮できる環境づくりや優れた芸術文化に触れる機会の充実と、町民の自主的な活動を支援します。
- 「レ・コード」と「音楽」のまちの特徴を生かし、関係機関との連携充実を図りながら独自性と魅力ある取組みを進めます。

〔具体施策〕

1 郷土文化の推進

- (1) 調査研究活動の推進
- (2) 適切な資料収集及び整理保存
- (3) 教育普及（伝承）活動の充実
- (4) 学校と連携したふるさと教育の推進
- (5) 郷土芸能の保全と継承
- (6) アイヌ文化の伝承

2 芸術文化の推進

- (1) 優れた芸術や文化にふれる機会の充実
- (2) 芸術文化の鑑賞機会の提供拡大
- (3) 芸術文化団体の育成、活動の支援
- (4) 文化団体等のネットワークづくりの推進

3 音楽文化の推進

- (1) 音楽を活用した事業の推進
- (2) 収集レコード活用と関係機関と連携した館運営の推進

《関連する計画》

新冠町教育大綱

新冠町社会教育中期計画



第7章 自立したまちづくり

7-1 協働のまちづくり

1 まちづくりの推進

[現状及び課題]

- 自治会が主体となって地域における防犯や防災、環境美化や地域福祉等の課題を解決するための地域づくり活動を行っていますが、人口減少・少子高齢化は今後も続いていくことが予想され、担い手の確保が困難となっています。
- 地域担当職員制度も定着し、町と地域で情報共有は図られていますが、今後も協働によるまちづくりは積極的に行っていくとともに、自主的な地域活動を支援し、地域コミュニティ活動や地域間交流の推進が求められます。
- 今後は地域の雇用を支えるため、外国人労働者が増えていくことも予想され、外国人居住者が快適に町内で生活ができる環境づくりが求められます。
- 人口減少問題はもはや地方だけの問題ではなく、国全体の問題として取り組むべき課題となっており、今後は外国人も含めた共生可能な人口確保対策が求められます。
- 各種団体、町との協働によるまちづくりの推進を進めていますが、さらなる情報共有や協力関係の構築及び多くの町民がまちづくりの担い手として参画することが今後も重要となります。また、人口減少対策としてスタートした「定住移住促進事業プロジェクト」は事業の効果や検証を行い、民間活力を生かしたさらなる推進が求められます。
- まちづくりに影響を及ぼす大型の公共施設、インフラ施設の適切な管理、あり方などを検証し、適正な配置が求められます。

[基本方向]

《地域活動》

- 自らの地域を改めて見つめ直し、課題解決に向け積極かつ主体的に取り組む地域づくりをめざします。

《協働》

- 個人・団体・事業者等さまざまな主体と行政が連動し、協働でまちづくりを推進します。

《人口確保》

- 外国人を含むあらゆる世代の町民が安心して住み続けることができる、またこのまちに住みたいと町外の方から思われるまちづくりをめざします。
- 本町の魅力を最大限に発揮するとともに、情報発信を積極的に行い、町外からの移住を誘導して人口の確保を図ります。

《公有財産の有効活用》

- 公有財産の有効活用による地域振興をめざします。

[具体施策]**1 地域活動の推進**

- (1) 地域担当職員制度の推進
- (2) 地域の主体的な活動に対する支援の充実
- (3) 自治会活動の支援及び行政と地域の連携の推進

2 協働の推進

- (1) まちづくりへの町民参画の機会拡充
- (2) まちづくりを担う人材の育成、団体の育成・支援
- (3) 協働によるまちづくりの推進
 - ア まちづくり基本条例等の制定検討
 - イ 自主的なまちづくり事業等への支援
- (4) 広報広聴と連動したまちづくりの推進

3 人口確保対策

- (1) 総合的な施策の推進
 - ア 総合計画・総合戦略の着実な推進
 - (ア) 庁内連携による施策の推進
- (2) 戦略的な定住移住施策の展開
 - ア 地域資源や町の強みを生かした移住者の誘導
 - イ 広域連携等の推進
 - ウ 多文化共生に係る各種施策・体制構築の推進

4 公有財産の有効活用

- (1) 少子高齢化の進展、人口減少、社会経済情勢、老朽化等による施設の建替え、集約等の推進
- (2) 民間活力の導入による新たな事業の創出
- (3) 新たなニーズに対応した施設機能の充実

《関連する計画》

新冠町まち・ひと・しごと創生総合戦略

2 広報広聴の充実

[現状及び課題]

- 毎月 1 回の広報誌の発行や、情報化社会に伴いインターネットを活用したホームページやフェイスブックによる情報発信のほか、町政事務委託事業や情報メディアへの積極的な情報提供を行い、広く町内外に広報活動を行っています。
- 「開かれた行政と協働のまちづくり」を推進するため町政懇談会を年 1 回実施し、町の取組みや各種事業の方向性などについて情報提供を行い、地域の課題などの意見交換に努めています。
- 町民の声が生かされる分りやすく公平・公正な町政を推進していくためには広報と広聴が互いに連動し、町民と行政との双方向間でスムーズに情報を伝達させ、町民がまちづくりへ積極的に参画する仕組みづくりが求められます。

[基本方向]

- 町民のニーズを踏まえた広報活動に努め、協働のまちづくりに欠かすことのできない情報発信と情報の共有化をめざします。
- 情報の共有により、町民の要望やアイディアなどがまちづくりに反映される広聴機能のさらなる充実をめざします。
- 町の主要な施策や町民の事績等を対外的に PR し、町全体を積極的に盛り上げるまちづくりをめざします。

[具体施策]

1 広報活動の充実

- (1) 広報にいかっぷの充実
- (2) 高齢化に対応した広報の充実
- (3) 高度情報化に対応した広報の充実
- (4) 広報力の充実
- (5) 屋外広告看板による町政及び事績等の PR

2 広聴機能の充実

- (1) 町政懇談会・意見交換会等の充実
- (2) 地域担当職員制度の推進

7-2 確かな行財政の確立

1 行政運営の充実

[現状及び課題]

- 地方分権の推進に伴い地方の自律性が高まるとともに、変動する地域経済や新たな行政課題、多様な町民ニーズへの対応が求められています。厳しい財政状況の中でも町民から信頼される行政運営を行うため、計画的かつ効率的に町民へサービスを提供できる体制づくりの推進が求められます。
- 職員にはこれまで以上に地域情勢の変化や住民の視点に立った対応が求められるため、一人ひとりの能力向上が必要となります。
- 行政情報化の推進に向けて情報通信技術の普及に対応した行政サービスの展開が必要となっており、町民の利便性向上を主眼において業務の簡素化・効率化を図ることが求められます。
- 地域担当職員制度を推進し、地域の課題発見・解決を迅速に行い、町民から信頼される行政運営が求められます。

[基本方向]

- 変動する社会環境や、新たに生じる様々な行政課題に対応した効果的かつ効率的な行政サービスの提供を行います。
- 町民から信頼される行政運営に取り組むとともに、地域の実情を早期に把握し、課題解決に向けて協働で取り組むことのできるまちづくりをめざします。

[具体施策]

- 1 効率的な行政運営の推進
 - (1) 効率性と安全性を重視した情報システムの活用整備
 - (2) 職員定数の適正な管理
 - (3) 組織内を横断する業務連携の充実
- 2 町民から信頼される行政運営の推進
 - (1) 新冠町人材育成方針による職員の人材育成
 - (2) 人事評価制度の推進
 - (3) 職員研修事業の実施
 - (4) 開かれた行政の推進
 - (5) 地域担当職員制度の推進

2 財政運営の健全化

[現状及び課題]

《財政運営》

- 本町の財政は、町税収入など自主財源の占める割合は低く、地方交付税をはじめとする依存財源の占める割合が高いため、国や北海道の方針により大きく影響を受けやすい財政構造になっています。
- 異常気象による災害などの突発的な要因で基金残高は減少していることから、財政運営の弾力性が厳しくなっています。
- ここ数年においては町債発行の抑制に努めた結果、町債残高が減少し、実質公債費比率についても減少していますが、町債はできる限り交付税算入率の高い起債を選択する必要があります。

《税務行政》

- 滞納税額及び滞納者数は年々減少しており、今後も引き続き現状の取組みを推進するとともに、新規未納者に対する早期の面談、納税計画の樹立、財産の差押えなど滞納処分の執行をより積極的に進める必要があります。
- 滞納者の中には加齢により年金等の収入のみとなっている方もおり、憲法に基づく最低限の生活を保障する観点と保有する財産等の調査を実施し、納税資力の有無について判断を行い、適切に不納欠損処分を進める必要があります。

[基本方向]

《財政運営》

- 財源の確保に最大限努力する一方、事務事業の必要性を検証し、真に必要な分野に限られた財源を重点的かつ効率的に配分する事を基本とした財政運営をめざします。

《税務行政》

- 納税意識の高揚を図り、収納率の向上、滞納額の減少、税負担の公平化及び納期内納付による安定した税収の確保をめざします。
- 関係機関との連携による徴収体制の充実を図ります。

[具体施策]

1 健全財政の推進

(1) 中期的財政推計の策定

- ア 人口動態、産業構造等を見据えた財政規模の設定
- イ 町有施設の計画的な修繕、改修の実行
- ウ 財政規模に応じた町債の発行

(2) 個別事業財政シミュレーションの確立

2 収納対策の推進

(1) 収納率向上対策

- ア 口座振替納付の利用促進
- イ コンビニ納税システムの利用促進
- ウ キャッシュレス納付の検討
- エ 地区移動納付窓口の開設
- オ 文書催告による自主納付の促進と新規滞納者の発生抑制
- カ 昼夜間の臨戸徴収及び面談による現状把握
- キ 滞納者の生活実態等を踏まえた納税計画の策定
- ク 差押等による滞納処分の実施
- ケ 新冠町税の滞納に対する制限措置に関する条例の運用
- コ 特別徴収義務者の拡大

(2) 関係機関との連携

- ア 日高管内滞納整理機構への引継
- イ 日高振興局との共同催告、共同徴収
- ウ 税務署、近隣町との情報交換
- エ 租税教育の推進



3 広域行政の推進

[現状及び課題]

- これまで本町においては、行政の効率化や効果的な事務事業の推進を図るため、介護保険やし尿・ごみ処理、消防に関する事などについて広域行政を活用してきました。しかし、今後の人口減少、少子高齢化といった社会構造の変化、複雑化する行政需要への対応など町の果たすべき役割は増大していくと考えられ、その一方で町の財政状況は厳しさを増し、将来にわたって町民サービスの維持を図っていくためには、町行政の枠を超えた広域行政についてより一層の推進が必要となっています。

[基本方向]

- 社会情勢の変化や行政ニーズの多様化により、単一自治体では解決困難な課題が生じていることから、地域住民の利便性向上や地域の活性化を図るため広域行政の取組みを推進します。

[具体施策]

1 広域行政の推進

- (1) 広域行政の相互協力体制の充実
- (2) 新たな広域的行政の可能性についての検討

2 広域連携の拡大

- (1) 広域行政圏以外の都市との事業連携
- (2) 企業や各種団体との事業連携



